

文書通信交通滞在費及び立法事務費の制度見直しを求める意見書案

本案を別紙のとおり提出する。

令和3年12月7日

大阪市会議長 丹 野 壮 治 様

提 出 者

前 田 和 彦

森 山 よしひさ

北 野 妙 子

太 田 晶 也

(別 紙)

令和3年12月 日

衆 議 院 議 長 参 議 院 議 長] 各あて
内 閣 総 理 大 臣 総 務 大 臣

大阪市会議長 丹 野 壮 治

文書通信交通滞在費及び立法事務費の制度見直しを求める意見書

文書通信交通滞在費は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律によって定められ、衆参両院の国会議員は歳費とは別に月額100万円が支給されている。また、立法事務費は、国会における各会派の所属議員数に応じ、議員一人につき65万円が支給されている。

しかし、文書通信交通滞在費、立法事務費のいずれも領収書の添付義務が法で定められていないため、法の趣旨どおりに使用されているのかどうか第三者が判断することができず、法の趣旨どおりに使用されていない疑念がある。

一方、大阪市会における政務活動費は、趣旨に反する使用を禁ずるため、条例のみならず、「大阪市会政務活動費の取扱いに関する要綱」及び「政務活動費の手引き」において、その使用基準も定められており、趣旨に反する支出に関しては政務活動費を充当することができない。さらに支出に関する領収書添付及びその内容のインターネット公開が義務付けられており、その支出の適正性を外部から判断できる制度となっている。

文書通信交通滞在費、立法事務費のいずれも原資は税金であり、納税者への説明責任を果たし、法の趣旨に反する使用を禁ずる必要がある。

よって国におかれては、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 文書通信交通滞在費、立法事務費のいずれの支出に関しても領収書の提出及びその内容のインターネット公開を法で義務付けること
2. 文書通信交通滞在費及び立法事務費を政治団体等へ寄付する行為を禁ずる規定を法令で定めること
3. 文書通信交通滞在費及び立法事務費の支出が、支給額を下回り、残金が発生した場合は返金するよう法令で定めること
4. 文書通信交通滞在費、立法事務費のいずれに関しても実費精算とし、趣旨に反する使用に関しては支給されることがないように、別途詳細な使用のルールを法令で定めること
5. 上記の支出に関するルールが遵守されるよう、その支出が国民に疑念を抱かれないよう不断の取り組みを行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。